

vol.147
2018.8

営繕とうほく

EIZEN TOHOKU

発行
東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所



【福島県警察機動隊増築庁舎】

CONTENTS

| | |
|---|-------|
| 完成施設紹介【福島県警察機動隊増築庁舎】 | 2～3 |
| 平成30年度 優良工事表彰 | 4～5 |
| 平成30年度 東北地方整備局 管内業務発表会が開催されました | 6 |
| 【秋田県】インフラ長寿命化の取り組み ～あきた公共施設等総合管理計画～ | 7～8 |
| 保全ニュースとうほく | |
| ・「平成30年度 東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました | 9～10 |
| ・「保全担当者のための応急処置ハンドブック」について | 11～12 |
| 大阪府北部の地震における被災状況調査班（建築班）の活動報告 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） | 13 |

完成施設紹介【福島県警察機動隊増築庁舎】

福島県警察機動隊は、警察の集団警備力の中核部隊として、治安警備及び災害警備にあたる常設部隊です。

平成 24 年に職員数が増員となったことで、執務スペースが狭隘となり、業務に支障をきたしていました。

これらの状況を踏まえ、本事業では福島県警察機動隊職員の執務室を確保することを目的として庁舎の増築を行ったものです。

また、大規模災害時において、機動隊は災害応急対策活動を行う組織であり、車両用燃料の確保は必要不可欠です。東日本大震災においては、燃料の確保に困難を極めたことから、この教訓を生かし初動活動に必要な車両用燃料を確保するため、機動隊敷地内に給油施設を整備しました。

庁舎増築と給油施設整備を併せて、平成 29 年 4 月から約 9 ヶ月にわたる工事でしたが、入居官署の皆様のご協力のもと、無事、施設が完成しました。



南西側からの増築庁舎外観



給油施設の全景

【施設概要】

施設名：福島県警察機動隊庁舎

場 所：福島県福島市荒井字下笹森 50

構造・規模：(増築庁舎)

鉄筋コンクリート造 地上 2 階建て

建築面積 249.13 ㎡

延べ面積 491.13 ㎡

(渡り廊下)

鉄骨造 平屋建て

建築面積 14.35 ㎡

延べ面積 14.35 ㎡

(給油施設)

オイルタンク：鋼製強化プラスチック製二重殻タンク

容量 20,000L (2 層式 (中仕切板付))

(ガソリン 15,000L、軽油 5,000L)

計 量 機：片面操作型、ホース 4 m × 2 本

【設計概要 (外構・外観計画)】

増築庁舎の配置は、既存施設のサービス棟への車両動線確保や、訓練スペースの確保等、既存施設の配置や機能を考慮した計画となっています。

外観の仕上げは既存施設との調和を図り、ホワイト系の複層仕上塗材を基調とすると共に、ブラウン系をアクセントカラーとして取り入れ、壁面が単調とにならないよう工夫しています。

また、既存庁舎窓上部の小庇と同様に増築庁舎へも小庇を設置することで、デザインの統一を図っています。



左：既存機動隊庁舎 右：増築庁舎。増築庁舎の配置は、訓練スペースを確保するため、既存機動隊庁舎の訓練塔から8m確保しています。



増築庁舎西側をアスファルト舗装で整備し、既存施設のサービス棟までの車両動線を確保しています。

【設計概要（平面・空間構成）】

平面計画は、1階に事務室、2階に会議室を配置し、動線が単純で、使い勝手が良いシンプルな計画としています。蛍光灯より消費電力の少ないLED照明器具を全面に採用する等、環境負荷低減を図るほか、将来のレイアウト変更にも対応可能なフレキシブルな計画としました。また、災害時に庁舎機能を確保するため、増築庁舎専用の発電機を設置しています。



事務室には、フリーアクセスフロアを設置し、将来の机配置変更等の対応を可能としたほか、緊急な出動の際には、事務室北側にある扉から直接外部へ出ることが出来ます。



会議室は、講義レイアウトで約75人が収容可能な広さを確保し、中央の柱を抜き大空間を確保しています。また、会議室正面の壁に国旗を掲げる木製化粧壁を施し、木材活用も図っています。

電力設備：受変電設備、発電設備、
電灯設備、動力設備
通信設備：構内情報通信網設備、
構内交換設備、拡声設備、
誘導支援設備、テレビ共同受信設備、
火災報知設備、
構内配電線路、構内通信線路
空調設備：空気調和設備、換気設備、
自動制御設備

衛生設備：衛生器具設備、給水設備、
排水設備、給湯設備
給油設備：給油設備

設計：東北地方整備局営繕部
株式会社 石川設計
監理：東北地方整備局営繕部
日新設計 株式会社
施工：青木あすなる建設 株式会社

優良工事施工会社表彰（保全指導・監督室長表彰）

工事名称：福島運輸支局（15）建築その他工事

施工会社：株式会社 植木組 東北支店

本工事は、福島運輸支局庁舎の業務内容の変化に伴う施設の狭隘、経年による老朽化、耐震性能の不足等の理由から、鉄筋コンクリート造3階建・延床面積1,457㎡にて現地建て替えを行ったものです。新庁舎の整備にあたり、工事中も自動車登録・検査業務を継続する必要があったため、まずⅠ期工事として構内の駐車場部分に新庁舎を建設し、Ⅱ期工事で旧庁舎を解体した後、新たに駐車場を整備する工事を行いました。

既存庁舎と自動車検査場において通常業務を行うなかでの工事であり、常に施設利用者の車両が構内を往来することから、特に事故防止に注意する必要があるなど施工条件が相当厳しい状況でした。

このため、通常業務の障害とならないように、工事の実施工程について施設管理者と綿密に調整を図り、工事工程全般を通して通常業務を優先した柔軟な対応を行うなど、工夫をこらしながら工事を進めました。

施工において、特に留意すべき部分については、施工図段階において改善策の検討を行い、作業員へも周知徹底するなど品質向上に努めると共に、庁舎の新築をはじめ、自動車検査場施設の全体的な整備を出来栄え良く完成させたものです。



保全指導・監督室長表彰

平成30年度 東北地方整備局 管内業務発表会が開催されました

東北地方整備局管内業務発表会は、住民のニーズに的確に対応する事業の推進、強く美しい東北に向けた地域づくりのために必要となる技術、行政・法令及び経済分野の調査・研究成果の討議の場の確保と、発表者の自己表現・創造力開発技能の向上を図ること等を基本方針として、整備局・地方公共団体・関係団体等に加え、民間企業からも論題を募集し毎年度開催しています。



〔発表風景〕

今年度は、平成30年6月25日（月）、26日（火）の2日間にわたり、東北地方整備局が入居する仙台合同庁舎B棟の各会議室において、Ⅰ.防災、Ⅱ.メンテナンス、Ⅲ.新技術、Ⅳ.インフラ活用・アカウントビリティ、Ⅴ.マネジメント、Ⅵ.業務の効率化の6つのテーマで、それぞれ発表が行われました。

また、(一社)東北観光推進機構 専務理事 紺野純一氏による「東北観光の現状と取り組みについて」と題した特別講演も併せて開催され、全プログラムが盛況のうちに終了しました。

営繕関係では、下記の3論題の発表が行われ、秋田県建設部営繕課の三浦花誉さんが優秀賞を受賞しました。

| テーマ | 論 題 | 所 属 | 発表者(敬称略) |
|--------|---|------------------------|----------|
| メンテナンス | 官庁施設の保全指導の取組みでの官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の活用事例 | 東北地方整備局 営繕部 調整課 | 橘 正人 |
| 新 技 術 | 動物愛護センター(仮称)における CLT の活用について | 秋田県 建設部 営繕課 | 三浦 花誉 |
| 新 技 術 | 仙台市市有建築物にかかる低炭素化の取り組みの確認について | 仙台市 都市整備局 公共建築部 設備課 | 加藤 紀樹 |

なお、管内業務発表会の詳細及び論文については、東北地方整備局ホームページでご覧いただけます。

掲載箇所は下記のとおりです。

- 「東北地方整備局トップページ」
- 「整備局の概要(予算・組織等)」
- 各種会議等「管内業務発表会」

または、下記URLをクリック

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00360/happyoukai/H30/index.html>



〔受賞された皆様〕

最後に、発表者及び聴講者の皆様、大変お疲れ様でした。来年度も、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

インフラ長寿命化の取り組み

～ あきた公共施設等総合管理計画 ～

秋田県では、平成 26 年 4 月の総務大臣通知を受けて、インフラの老朽化が進む中で「長く使う」事を目指し、平成 28 年 3 月に県の施設についての「あきた公共施設等総合管理計画」を策定、平成 29 年 8 月には「個別施設計画」を策定し、平成 30 年度より、個別施設計画による長寿命化工事等を実施しているところです。

「営繕とうほく」への寄稿にあたり、秋田県の建築物の総合管理計画策定前の状況、管理計画及び個別施設計画の概要について紹介させていただきます。

●バブル期とその後の経済対策期の状況

1) 経済対策による公共施設整備

昭和 60 年から平成 2 年頃までのバブル景気時代には、大規模な保健・福祉施設が整備され、その後の経済対策期にも保健・福祉施設に加えてスポーツ・レクリエーション施設が整備された。

その結果、県民 1 人あたりの施設面積は全国上位になり、現在も 1.99 m²/人（全国 10 番目）となっている。… 下記グラフ参考

秋田県は全国一の人口減少県であり、20 年後には 2.68 m²/人（全国 5 位）となる。

2) 公共施設（建築物）に係るトータルコストの縮減

急速に進められた公共施設整備により、秋田県の公共施設に係る経費を縮減する必要があったことから、LCC 算出によりコスト検証を行って予防保全計画を策定した。

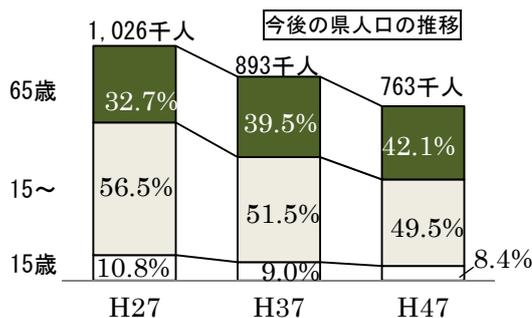
しかしながらバブル崩壊にも影響された厳しい財政状況もあり、現実には旧態依然とした事後修繕に戻ってしまった。

3) 機能維持修繕の実施から年次改修計画策定

事後修繕対応により、施設の利活用や運営に一番影響を与えてしまったのが特に空調・冷暖房設備であった。各機器の故障も発生し始め、また修理のための部品の製造中止もあり、修繕対応の遅延や修繕費用の掛増し等、非効率的な対応となっていた。

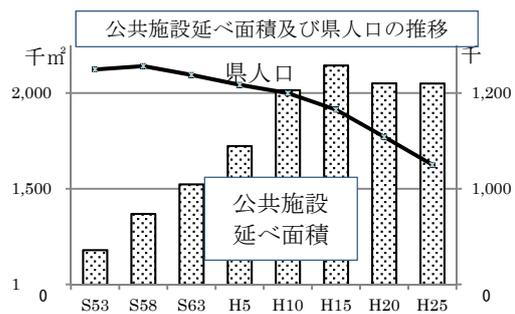
その後、施設の利活用や運営を最優先させ、建築物の機能修繕を優先して行う年次改修計画を策定した。財政部局にも事後修繕による工事費の掛増しや非効率性を理解していただき改修を進めていたが、多くの施設が改修期に入ってきたことから、年々改修費が膨らんできていた。

抜本的な計画見直しが必要となってきたところへの「公共施設等総合管理計画」策定の通知は機を得たものであり、計画策定へと進んだ。



※国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口」(H25年3月試算)



※県調査統計課「秋田県年齢別人口流動調査」

●公共施設等総合管理計画概要

1) 計画策定に当たっての課題と基本認識

課題Ⅰ：公共施設等の老朽化への対応

課題Ⅱ：人口減少等社会情勢の変化への対応

課題Ⅲ：財政負担の軽減・平準化

既存の公共施設等すべてに対してこれまでと同様の維持・管理を継続することは困難であることから、県民の安全を確保しつつコストの縮減を図り、公共施設等の総量及びサービスの適正化を図る必要がある。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

・点検・診断等

全施設の点検実施、メンテナンスのP D C Aサイクル構築及びI C T活用等。

・維持管理・修繕・更新等

予防保全型管理、業務の一括発注等による包括的管理、改修優先順位設定、点検情報のシステム管理。

・安全確保

危険箇所把握と類似施設の安全点検及び災害時の関係機関との連携と早期対応。

・耐震化

特定施設以外の耐震化及び長寿命化と併せての耐震化実施。

・長寿命化

予防保全型管理、業務の一括発注等による包括的管理、改修優先順位設定、費用比較による対策可否検討及び機能維持に向けて徹底した対策実施。

・統廃合

施設の他用途への転換や統合、民間への譲渡及び廃止・除却。

・市町村との協働

共同管理等市町村等との協働による取り組み。

・民間の技術等の活用

省エネ推進やエスコ（E S C O）事業実施及び県民や企業参加型の施設管理。

・県民との情報共有

広く意見等を聴取する相談窓口の設置。

3) 個別施設計画の策定

「管理に関する基本的な考え方」等を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化、あるいは廃止等に関する実施計画を策定。

主な内容としては、①基本的な方針（施設のあり方等）、②目標使用年数、③管理上の課題、④実施方針（対策の内容等）、⑤実施計画（対策の時期、経費等）である。

●新たな課題

国立社会保障・人口問題研究所よりこの3月に、秋田県の人口について衝撃的な推計値が発表された。平成52年には県の人口が60万人にまで減少、高齢化率は50%を超えるとの推計である。

想像を遙かに超える人口減少であり、あきた公共施設等総合管理計画についても、更に大きく見直す必要があると思われる。

大阪府北部の地震における被災状況調査班(建築班) の活動報告

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀関連に被害が発生したことを受け、東北地方整備局は、被害状況の把握、被害拡大防止などの技術的支援のため、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)「被災状況調査班(建築班)」3名を派遣しました。

今回の派遣は、大阪府高槻市からの要請を受け、6月26日から29日までの4日間、東北地方整備局を含め5地方整備局が被災建築物応急危険度判定による調査などの技術的支援を行いました。

対象は、保育所やコミュニティセンターなどのブロック塀を所有する公共施設29施設です。

これらの施設のブロック塀を5地方整備局、延べ9班(26人)で分担、そのうち7施設のブロック塀を東北地方整備局が、27、28日の2日間で調査、資料の取りまとめを行いました。

調査の内容は、ブロック塀の高さ、長さ、厚さのほか、控え壁の有無、ひび割れ、傾きなどの外観調査です。調査したブロック塀の中には、注意を要するものや、危険と判断されるものも確認され、29日最終日には、5地方整備局で取りまとめた報告書を高槻市長に手渡しました。

ブロック塀の危険性が認識されたのは、昭和53年に発生した宮城県沖地震と言われており、昭和56年には、建築基準法施行令が大幅に改正されています。本稿をお読みの皆様の施設にも、ブロック塀が設置されている庁舎、宿舎などがあると思います。特に、法改正前に設置されたブロック塀がある場合にはご注意ください。



市担当者との全体打ち合わせ



ブロック塀調査の様子

営繕とうほく編集室

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟

東北地方整備局 営繕部 計画課内

TEL 022-225-2171(代表)

E-mail: thr-82keikaku@mlit.go.jp

ホームページアドレス

■東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>

■盛岡営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます